



平成23年2月27日発行(年2回発行) 東京消防庁企画調整部広報課 〒100-8119 東京都千代田区大手町1-3-5 電話:03-3212-2111(代表) ホームページ: <http://www.tfd.metro.tokyo.jp>

主な掲載内容

- <2面> 家の中での幼児の事故に注意! 命を救うAED[AEDの使い方]
- <3面> ついて良かった!住宅用火災警報器 小中高三校合同防災訓練 こんなときに#7119[東京消防庁救急相談センター]
- <4面> 消防博物館へGO! 災害時支援ボランティア募集 Miniコラム「誘導灯」 東京消防庁の乗り物 プレゼントコーナー

都民のみなさまの安心・安全のために…

「公表制度」が始まります。

建物の安全に関する情報を都民のみなさまにお知らせする「違反対象物の公表制度」が平成23年4月1日からスタートします。この公表制度は、都民のみなさまに建物を安心してご利用いただくため、また地域コミュニティと連携し地域全体の安全意識向上への新たな取組みを進めていくために創設されたものです。

※写真はイメージです。

後を絶たない消防法令違反。



平成13年に発生した新宿歌舞伎町の雑居ビル火災では、44名の尊い命が犠牲となりました。東京消防庁では、雑居ビルに対する防火安全対策を進めてきましたが、平成21年11月に杉並区高円寺南の雑居ビルにおいて死者4名、負傷者12名におよぶ火災が発生しました。

その後、雑居ビルに緊急一斉立入検査を実施し、消防法令違反の状況分析を行いました。その結果は、9割以上の建物で何らかの法令違反があり、飲食店では13.6%の店舗で厨房設備の清掃不良などの違反がありました。

〈立入検査実施対象物の違反率〉	
実施対象物数	2,702棟
違反対象物数	2,529棟
違反率	93.6%

※緊急一斉立入検査実施日
平成21年11月27日～
平成22年1月31日

都内の雑居ビルの多くでは、テナントが頻繁に変わることや経営者等の防火意識が希薄なため、違反が繰り返され、法令違反の状態営業している店舗等が後を絶たない状況です。

火災の発生を未然に防ぐ活動。



あらゆる火災に迅速的確に対応する消火活動とともに、火災の発生を未然に防ぐことは消防官の重要な任務です。建物や危険物施設に立ち入り、防火管理・消防設備の維持管理等の状況を検査し、重大な違反には行政処分などを実施して早期改善を進めています。



検査(防火査察)の様子

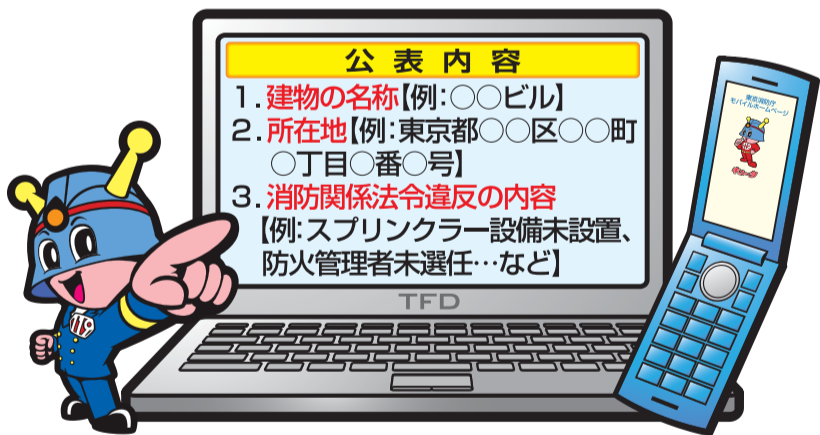
検査(防火査察)では、屋内消火栓や自動火災報知設備、スプリンクラー設備等が適切に設置されているか、防火管理や消防設備の維持管理等に違反はないか調べます。

この様に、みなさまの安心と安全のため、消火活動以外にも消防官が様々な形で活動しています。

消防法令違反の建物や店舗がホームページで確認できるようになります。

東京消防庁では、4月1日から建物や店舗を検査(防火査察)した結果、公表対象に該当した場合、東京消防庁ホームページや消防署等の窓口で公表します。

パソコンや携帯電話から消防法令違反の建物・店舗の情報を確認することができ、建物や店舗を安心して利用するときの目安となります。なお、携帯電話からは、6月1日から確認できるようになる予定です。



東京消防庁ホームページ <http://www.tfd.metro.tokyo.jp>

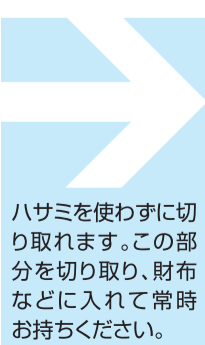
違反対象物の公表制度概要

公表方法

1. 東京消防庁ホームページに掲載します。
2. 東京消防庁本部庁舎、管轄する消防署、消防分署及び消防出張所で閲覧できます。

公表対象

- ◆ 重大な消防用設備等の未設置違反があることを通知後、14日経過しても当該違反がある場合(すべての防火対象物)
- ◆ 過去3年以内の防火管理等の繰り返し違反を通知後、2ヶ月経過しても当該違反がある場合(防火管理者の選任義務がある建物で遊技場、カラオケ店、飲食店、雑居ビル等の用途)



ハサミを使わずに切り取れます。この部分を切り取り、財布などに入れて常時お持ちください。

「病院へ行った方がいいのかな?」「迷ったら救急車を呼んだ方がいいのかな?」

迷ったら

東京消防庁救急相談センター

[24時間受付・年中無休] 一フッシュ回線 携帯電話 PHSから

#7119

その他の電話、またはつながらない地域の場合は…

23区 03-3212-2323
多摩地区 042-521-2323

東京消防庁 東京都医師会 東京都福祉保健局